

## 相 談

### 鳥取年金事務所 年金相談会について

日本年金機構では、全国の年金事務所等で年金の予約相談を実施しています。予約の方法は電話のほか、インターネットでもできます。

また、鳥取年金事務所では、毎月第3火曜日、智頭町総合センターで出張による年金相談会を実施しています。

年金請求の手続きや加入の状況、受給している年金の相談等を希望される人は、ぜひ利用ください。

※ご予約の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や基礎年金番号通知書、年金証書を準備ください。

※総合センターでの出張相談会を利用される場合も予約が必要です。その際は事前に年金事務所へ問合せください。(総合センターでの出張相談はインターネット予約ができません)

※代理人が相談に来られる場合は、委任状及び代理人の本人確認書類が必要です。

#### ★インターネット予約が便利です！

- ・夜間・休日にも相談予約ができます。
  - ・相談する前日にメールでお知らせが届きます
  - ・予約はこちらから→  
(翌々開所日以降の予約ができます)
- パソコンからは



日本年金機構 予約相談



#### 【問合せ先】

日本年金機構鳥取年金事務所

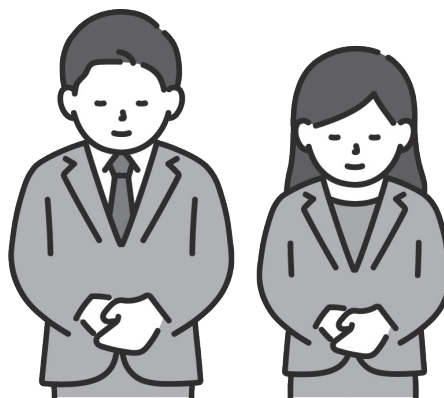
☎ 0 8 5 7 - 2 7 - 8 3 1 1

役場税務住民課 ☎ 7 5 - 4 1 1 8

## お し ら せ

### 協会けんぽ鳥取支部加入者の 皆さまへ

令和6年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの保険料率についてお知らせします。



鳥取支部の健康保険料率は変更となり、介護保険料率(全国一律)も変更となります。皆さまの理解をお願い申し上げます。

#### 【健康保険料率】

☆令和6年2月分(3月納付分)まで

**9.82%**



☆令和6年3月分(4月納付分)から

**9.68%**

#### 【介護保険料】

☆令和6年2月分(3月納付分)まで

**1.82%**



☆令和6年3月分(4月納付分)から

**1.60%**

※40歳～64歳までの人(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

#### 【問合せ先】

協会けんぽ鳥取支部企画総務グループ

☎ 0 8 5 7 - 2 5 - 0 0 5 1